

子どもたちを対象に活動する若手演奏家への支援金

募集要項

1. 趣旨・目的

公益財団法人ソニー音楽財団は、“For the Next Generation”をテーマに、子どもたちに上質な音楽を届ける事業を展開してきました。

この度の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響により、様々な文化芸術活動が中止や延期の決断を余儀なくされている中、当財団では、子どもたちに向けたクラシック音楽教育の振興活動を行う団体および若手演奏家を支援するため、支援総額 5,000 万円の「ソニー音楽財団 新型コロナウイルス対策特別支援プロジェクト」を立ち上げました。

このプロジェクトのうち「子どもたちを対象に活動する若手演奏家への支援金」では、子ども向けのクラシック・コンサート等の中止による収入の減少を補填するために、日本国内に活動拠点を置いている若手クラシック演奏家を対象に一律 10 万円を支給します。

ソニー音楽財団は、当プロジェクトを通して、子どもたちの音楽教育支援活動および子ども向けの音楽活動を行う若手演奏家への支援を行い、日本の将来における音楽文化振興の一助となることを願っています。

2. 内容

新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、2020年2月1日（土）～7月7日（火）に中止または延期の決定がなされた、子どもを主な対象とするクラシック・コンサートやイベント等に出演予定で、5万円以上の出演料の損害があった若手クラシック演奏家（18才～40才を原則とする）に、支援金を支給します。

- （1）支援金額：1名につき一律 10 万円
- （2）採択予定数：最大 200 名（総額 2,000 万円）
- （3）給付時期：8月下旬以降予定

3. 応募条件

●支援対象者

次の①～⑤のすべての条件を満たしている者。

- ① 日本国内に在住、または日本国内に活動拠点を置いていること。国籍は問わない。
- ② 若手クラシック演奏家（18才～40才を原則とする）であること。 ※学生は対象外とする
- ③ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に伴い、子どもを主な対象としたクラシック・コンサートやイベント等の中止により収入が減少した等、影響を受けていること。
- ④ クラシック音楽に関わる演奏活動を生業とする個人事業主（フリーランスを含む）であること。かつ今後も活動を継続する意思のあること。
- ⑤ 反社会的勢力（暴力団、暴力団関係企業もしくはこれらに準ずる者又はその構成員）と関わりがないこと。

●支援条件

支援対象者のうち、次の①～⑤の条件をすべて満たしていること。

- ① 2020年2月1日（土）～7月7日（火）までに、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、中止または延期の決定がなされた、子どもを主な対象とするクラシック・コンサートやイベント等に出演予定だったこと。
- ② 上記①の公演・イベントが日本国内で開催される予定であったこと。
- ③ 上記①の公演・イベントに対する出演料の損害総額が額面（消費税込、源泉所得税及び復興特別所得税込）で5万円以上であること。
* 損害総額とは、報酬予定金額から、キャンセル料や助成金を差し引いた金額を指します。
- ④ 上記①の公演・イベントが反社会的な内容を含んでいないこと。
- ⑤ 上記①の公演・イベントの内容が政治・宗教・思想に偏りのないこと。

4. 審査基準・審査方法等

●審査基準

対象となるコンサートやイベント等への新型コロナウイルスによる影響の度合いや、応募者の活動実績、活動意欲等を重視しながら、次の基準で審査を行います。

- 応募条件を満たしているか
- 緊急性が高いか
- 子どもたちを主な対象とした、クラシック音楽を通じた活動実績があるか
- 今後も継続して子どもたちにクラシック音楽を届ける意思があるか

●審査方法および結果の通知

（1）審査方法

- ・ 審査基準に基づき当財団内で書面審査を行います。
- ・ 必要に応じて、応募者または所属団体・事務所に対して、当財団より電話、メール等によるヒアリングをさせていただく場合があります。

（2）審査結果の通知

審査の結果は、採択・不採択に関わらず2020年8月6日（木）までにメールにて通知します。
連絡がない場合は、8月7日（金）以降にお問い合わせください。8月7日以前の問い合わせ、及び採否の理由などに関するお問い合わせにはお答えできません。

5. 応募方法・期間・提出書類等

「ソニー音楽財団 新型コロナウイルス対策特別支援プロジェクト」内「子どもたちを対象に活動する若手演奏家への支援金」ページ (https://www.smf.or.jp/covid_19_project/fund/) から必要書類をダウンロードし、Eメールに添付して下記期間内に応募してください。郵送での応募はできません。

なお、エクセル上で入力した場合は、PDFに変換し、エクセル・PDFともに添付して提出してください。

エクセル→PDF への変換方法

- ① [ファイル] タブをクリック
- ② [エクスポート]（または [名前を付けて保存]）をクリック
- ③ [PDF/XPSの作成] をクリック（または [ファイルの種類] でPDFを選択）して保存

●応募期間

2020年6月25日(木) 10:00～ 2020年7月7日(火) 23:59まで

●提出書類

次の(1)～(4)のすべての書類を提出してください。

- (1) 応募用紙
- (2) 過去の活動実績(プロフィール等): 様式や文字数は問わない。
- (3) クラシック音楽に関わる演奏活動を生業としていることを証明するための書類

●過去1年間(2019年4月～現在)にクラシック音楽に関わる演奏活動をした実績を証明できる書類(複数ある場合は、3件まで) ※子どもを対象としたものでなくても可。

例: チラシ、パンフレット、ホームページなど

※チラシ等に応募者名の記載がない場合

発注内容がわかる書類(メールの履歴等を含む)を提出してください。発注内容とは、主催者名や発注者名、受注者名、日程、会場名、公演名を指します。なお、発注内容がわかる書類がない場合(電話等での発注であった場合)には、発注者に様式1の記入を依頼し、提出してください。

- (4) 新型コロナウイルスの感染拡大の影響で中止となった、子どもを主な対象としたクラシック・コンサートやイベント等への、①出演を証明できる書類、および②報酬額を証明できる書類

※支援対象公演またはイベントが複数ある場合は、複数提出が可能です。

①出演を証明できる書類の例: チラシ、パンフレット、ホームページなど

②報酬額を証明できる書類の例: 捺印済み出演契約書、出演依頼書など

※チラシ等に応募者名の記載がない場合

発注内容がわかる書類(メールの履歴等を含む)を提出してください。発注内容とは、主催者名や発注者名、受注者名、日程、会場名、公演名、報酬額等を指します。なお、発注内容がわかる書類がない場合(電話等での発注であった場合)には、発注者に様式2の記入を依頼し、提出してください。

※出演のキャンセル料や助成金等が支払われる場合は、その旨と金額が証明できる書類を必ず申告・提出してください。本来の出演料との差額が5万円以上であることが支援対象の条件となります。

【注意事項】

- 応募書類や添付資料に不備がある場合、審査基準を満たしていないと判断し、支援金の給付の対象外となりますので、ご注意ください。
- 応募書類に個人情報を含むため、送付時の取り扱いにご注意ください。例えば圧縮ファイルにまとめパスワードをかけ、別途パスワードを送付する等、ご自身でセキュリティの管理をお願いいたします。
- 一度提出した書類の変更は認められません。ただし、他の助成等に応募し、助成金が下りることが決定した場合は、申請後でも必ず直ちにご連絡をお願いいたします。その場合でも、本来の出演料と助成金の差額が5万円以上ある場合は、支援の対象となります。なお、申告を怠った場合は、支援金を全額返還していただきます。

●応募及び問い合わせ先

ソニー音楽財団「若手演奏家への支援金」担当係

送付先： smf-support@sonymusic.co.jp

※すべて小文字、半角

それぞれ、必ず以下の件名を明記してください。

- ・応募の場合：件名「【応募】若手演奏家への支援金」
 - ・問い合わせの場合：件名「【問い合わせ】若手演奏家への支援金」
- ※土日祝日および夏季休業中< 8月13日（木）～8月16日（日）>は、問い合わせに対応できません。

6. スケジュール

2020年

6月25日（木）10:00～7月7日（火）23:59まで 応募期間

7月8日（水）～書類チェック・審査

～8月6日（木）審査結果の通知

8月16日（日）振込手続き用書類等提出締め切り（内定者のみ）

8月31日（月）支援金振り込み開始

※上記スケジュールには変更が生じる場合があります。

7. 支援金支給決定後の手続き

- ・支援金支給決定後、応募者は、ソニー音楽財団に「誓約書」および年齢確認書類等必要書類を提出し、所定の手続きを経た後、支援金を支給します。
- ・支援金支給決定後、当財団よりインタビューや写真等の提供をお願いすることがあります。
- ・支援金支給後であっても、応募書類に虚偽の内容が含まれるなど不正が発覚した場合には、支援金を全額返還していただきます。

8. その他注意事項等

- ・書類提出等に要した経費は応募者が負担するものとします。
- ・応募は1人につき1件です。支援対象公演またはイベントが複数ある場合は、1度にまとめて応募してください。
- ・採択の可否に関わらず、応募者の個人情報は公表しません。なお、個人情報の取り扱いについてはソニー音楽財団ウェブサイトの個人情報保護方針（<https://www.smf.or.jp/privacy/>）をご覧ください。当方針に則り、厳重に管理します。

9. Q&A

・ **なぜ、若手だけなのですか？**

→クラシック音楽の未来を担う演奏家を絶やさないことを目的とした支援ですので、どうぞご理解ください。

・ **私は41才です。応募はできないのでしょうか？**

→応募内容によっては採択となる場合がありますので、まずはご応募ください。

・ **他の助成金にも応募していますが、重複してもいいですか？**

→応募書類の所定の欄に必ずその旨をご記入ください。応募後に他の助成が決定した場合は直ちに当財団までご連絡ください。

・ **キャンセル料を一部受け取っているのですが、対象になりますか？**

→必ずその旨と必要な書類を提出してください。本来の報酬額との差額が5万円以上であることが助成対象の条件となります。

・ **報酬額が5万円を下回っていますが応募できますか？**

→残念ながら、今回は対象となりません

・ **子どもたちに吹奏楽の指導をする予定でしたが、対象でしょうか？**

→当基金は演奏活動に対しての助成のため対象外となります。発注元が団体の場合は、対象を演奏活動に限定しない『ソニー音楽財団子ども音楽基金』新型コロナウイルス被害支援」がありますので、当該募集要項を別途ご確認の上、発注元団体を通してご応募ください。

・ **「子ども向けクラシック音楽配信企画を通じた若手演奏家への支援」にも応募可能でしょうか？**

→可能です。

・ **音楽事務所に所属していますが、応募可能でしょうか？**

→原則として月給制や年俸制等ではなく歩合制であれば可能ですが、その際は所属事務所に応募する旨を申告し、了解を得てください。

・ **中止になった公演が複数ありますが、公演ごとに応募可能でしょうか？**

→申し訳ありません、より多くの方々に支援が回るよう、お一人様10万円となりますので、1回のみのご応募となります。応募される際には、中止となった公演すべて申告してください。

・ **自分は舞台スタッフなのですが、対象にならないのでしょうか？**

→申し訳ありません、当支援金は演奏家を対象としております。

・ **1公演だと損害額が5万円に達しませんが、いくつかの公演やイベントの合算でもいいのでしょうか？**

→可能です。対象公演すべての証明書をご提出ください。

以上